

「素描 Lab」利用規約

第1条（本規約の目的）

「素描 Lab」参加規約（以下、「本規約」という。）は、NPO 法人アーツセンターあきた（以下、「当法人」という。）が実施する「素描 Lab」の利用条件を定めるものです。

第2条（適用範囲）

1. 本規約は、「素描 Lab」の会員に適用します。
2. 当法人は「素描 Lab」に関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規程」といいます。）をすることがあります。これら個別規程、本規約の一部を構成するものとします。

第3条（会員登録）

「素描 Lab」の利用を希望する方は、本規約に同意の上、利用登録を申請し、当法人がこれを承認することによって、会員登録が完了するものとします。

第4条（会員登録手続き）

1. 「素描 Lab」利用希望者は、申請書に必要事項を記入し、申込期限までに所定の方法により提出するものとします。
2. 当法人より申込受付の連絡を受けた後、指定の方法により、所定の期日までに会費をお支払いいただきます。振込手数料は、会員の負担とします。
3. 会費の納入をもって、会員登録の手続きを完了します。
4. 会員には、当法人が指定する傷害保険に加入いただきます（保険料は会費に含む）。
5. 納入した会費は、災害やその他会員の責に帰することができない理由により「素描 Lab」の利用ができなかった場合を除き、原則として返金いたしません。

第5条（会費の支払い）

1. 会費は月額 3,850 円（税込）とし、利用を希望する月の前月 25 日までに会員登録手続きを行い、支払うものとします。但し、25 日が土日祝日の場合には、翌営業日までを支払い期限とします。
2. 会費の支払いが上記期日までになされなかった場合には、会員登録手続きを取止めます。

第6条（登録内容の変更）

会員は、登録手続き時に提出した申請書の記載内容に変更があった場合、当法人に対して、速やかに変更後の内容を届け出るものとします。

第7条（会員登録の不承認及び取消）

当法人は、会員登録の申請者及び会員について、以下の事由に該当すると判断した場合は、会員登録の申請を承認しない、または会員登録を取消することがあります。また、その理由については、開示いたしません。

- (1) 当法人からのメールや電話等による連絡に一定期間以上応答がない場合
- (2) 会員登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- (3) 本規約、その他当法人の定める諸規則を遵守しない場合

第8条（禁止事項）

会員は、「素描 Lab」の利用にあたり、当法人職員の指示に従うものとし、以下の各事項をしてはなりません。

- (1) 本規約、その他当法人が定める規則に違反する行為
- (2) 法令または公序良俗に違反する行為
- (3) 当法人の「素描 Lab」の運営を妨害するおそれのある行為
- (4) その他、当法人が不適切と判断する行為

第9条（素描 Lab の休講等）

1. 「素描 Lab」は、秋田公立美術大学の授業等による施設利用のため休講することがあります。会員は毎月の「お知らせ」を必ず確認して利用するようにしてください。
2. 当法人は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、会員に事前に通知することなく「素描 Lab」を休講することができるものとします。
 - (1) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、「素描 Lab」の開催が困難となった場合
 - (2) 指定感染症等の流行により、当法人が「素描 Lab」の開催を困難と判断した場合
 - (3) その他、当法人が「素描 Lab」開催を困難と判断した場合
3. 当法人は、「素描 Lab」の休講により、会員が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第10条（利用規約の変更）

当法人は、必要と判断した場合には、会員に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、「素描 Lab」の利用を開始した場合には、会員は変更後の規約に同意したものとみなします。

第11条（個人情報の取扱い）

当法人は、「素描 Lab」会員登録によって取得する個人情報については、以下の目的のみ使用いたします。

- (1) 会員申込み受付時の「素描 Lab」利用規約、会費納入方法などの連絡、および毎月の合評会・休講のお知らせ等の連絡
- (2) 傷害保険加入手続きのため
- (3) その他当法人からのイベント等の連絡
- (4) 「素描 Lab」次年度の参考とするための個人を特定しない統計情報の形での利用
- (5) 当法人「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

第 12 条（細則）

本規約に定めのない事項は、細則等をもって、当法人が定めるものとします。

2025 年 4 月 1 日改定